

令和6年 労働災害発生状況（令和6年10月末現在）

（休業4日以上 の 死傷者数）

常総労働基準監督署

業種別

業種	6年		5年		同期比		
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	
製造業	食料品	27	38	-11			
	木材・木製品	3	4	-1			
	化学工業	1	12	6	1	6	
	金属製品	9	20	-11			
	一般・電気・輸送用機械	9	10	-1			
	その他	3	30	1	23	2	7
	小計	4	90	1	101	3	-11
建設業	土木工事	6	4	2			
	建築工事（木造除く）	9	8	1			
	木造建築工事	1	1				
	その他の工事	8	2	6			
	小計	24	15	9			
陸上貨物運送事業	45	1	50	-1	-5		
畜産業	7	3	4				
小売業	19	17	2				
社会福祉施設	11	13	-2				
その他	1	64	38	1	26		
計	5	260	2	237	3	23	

常総労働基準監督署管内

年末年始無災害運動

実施期間：令和6年12月1日～令和7年1月31日



常総労働基準監督署管内では、今年に入り死亡災害が5件発生しており、危機的状況にあります。また、腕の切断等の重篤な労働災害も多数発生しており、大変憂慮すべき事態です。これらの重篤な労働災害は、はさまれ・巻き込まれ災害や、墜落災害が多数を占めており、対策を講じることが急務となっています。そこで、当署においては、年末年始無災害運動を実施し、労働災害の撲滅に全力を挙げて取り組むことといたします。皆様の事業場におかれましても、自主的な安全確保の再確認等を徹底され、絶対に死亡・重篤災害が発生させない姿勢で臨むようお願いいたします。

〈事業者における取組事項〉

- ① はさまれ・巻き込まれ災害防止について
 - 安全カバーの状況を確認すること。（特に回転部に注意）
 - 非常時作業時（掃除等）の運転停止を徹底し、作業標準を作成すること。
 - 危険箇所に表示を行い、危険の「見え化」を行うこと。
- ② 墜落災害防止について
 - 中二階等に、手すり及び中さんが設けられているかを確認すること。
 - 開口部に覆い、囲い等を設けること。
 - 墜落時保護用ヘルメットを着用すること。
 - はしご、脚立の使用方法について教育を実施すること。

年齢別

年齢	件数	率(%)
～19歳	4	1.5%
20～29歳	33	12.7%
30～39歳	35	13.5%
40～49歳	49	18.8%
50～59歳	(4) 69	26.5%
60歳～	(1) 70	26.9%

月別

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
6年	27	(1) 29	27	(2) 23	28	30	(1) 38	(1) 27	24	7			(5) 260

規模別

事故の型別

業種	規模	事故の型別													合計		
		規 模 （九人）	一 九 （九人）	一 〇 （〇人）	一 〇 （〇人）	規 模 （九人）	一 〇 （〇人）	一 〇 （〇人）	規 模 （九人）	一 〇 （〇人）	一 〇 （〇人）	一 〇 （〇人）	一 〇 （〇人）	一 〇 （〇人）			
製造業	食料品		7	6	14		1		9			6	4		1	6	27
	木材・木製品	1	1	1							1	1			1		3
	化学工業	3	6		3				3		(1)	1			1	7	(1) 12
	金属製品	1	8						1			5				3	9
	一般・電気・輸送用機械		3	2	4				1			2			5	1	9
	その他	5	18	2	5	8	3	(1)	6	(1)	7	1		2	(1)	3	(3) 30
	小計	10	43	11	26	9	16	(1)	8	(2)	22	5		10	(1)	20	(4) 90
建設業	土木工事	5	1					3			2					1	6
	建築工事（木造除く）	6	3					5		3				1			9
	木造建築工事	1										1					1
	その他の工事	3	4		1	4	1							1	2		8
	小計	15	8		1	12	4		2			1		2	3		24
陸上貨物運送事業	9	19	11	6	15	11		4		3		2		4	6	45	
畜産業	1	2	4		1	1		1		1				1	1	7	
小売業	2	8	1	8	2	8					2	3		3	1	19	
社会福祉施設		5	4	2		5		1			1			4		11	
その他	9	28	9	18	6	21		3		5	6	2	11	(1)	10	(1) 64	
計	46	113	40	61	45	66	(1)	19	(2)	31	16	7	35	(2)	41	(5) 260	

※ 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、()内は死亡者で内数である。

※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。

※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く